

(様式第 2 号)

会 議 録

令和 8 年 7 月 2 8 日作成

会議の名称	令和８年度第１回島本町社会教育委員会議		
会議の開催日	令和８年６月１０日（水） 午前１０時００分から午前１１時４０分		
会議の開催場所	島本町役場４階　議会第３・４会議室		
公開の可否	可	傍聴者数	０
非公開の理由 （非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）			
出席者	委　　員	大野議長、松原副議長、藪田委員、藤井委員、家島委員、地村委員	
	事務局	横山教育長、南田教育こども部次長、坂元生涯学習課長、住屋生涯学習課参事兼図書館長、島本生涯学習課係長、大柴生涯学習課職員	
会議の議題	１　令和８年度　教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項について ２　令和８年度島本町社会教育関係団体活動支援補助金の交付について ３　その他		
決定事項等	別紙のとおり		
審議等の内容	別紙のとおり		
配布資料	【会議資料】 １　令和８年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項 ２　令和７年度島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金執行状況一覧 ３　令和８年度島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金申請状況一覧 ４　令和８年度島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金交付申請書（６団体） ５　島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金交付要綱		

令和 8 年度第 1 回島本町社会教育委員会議
【会議録】

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| ■新委員紹介 | 地村 昭彦委員（公募） |
| ■教育長あいさつ | |
| ■議長・副議長の決定 | 議 長 大野 順子委員
副議長 松原 美代賀委員 |
| ■傍聴者確認（傍聴者なし） | |

【議 題】

(1)令和8年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項について

事務局：令和８年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項について **資料１**に基づき説明。

委員：7ページの②番のニュースポーツの普及について

PTA 行事への協力等により、スポーツの普及に取り組むとあるが、具体的にニュースポーツとは何か。

また、今年度 PTA として何か準備しておくことがあるか。

事務局：毎年、第三小学校や第四小学校で行われている PTA 行事にスポーツ推進委員として協力させていただいており、ニュースポーツが少しでも普及できればと考えている。また、それは PTA 連絡協議会というよりむしろそれぞれの単位 PTA で話しがあつてのことであり、13 種類のうちの 1 つであるモルックを普及させていただいている。

議長：本件について、承った。

(2)令和8年度島本町社会教育関係団体活動支援補助金の交付について

事務局： 令和８年度島本町社会教育関係団体活動支援補助金の交付について
資料２ 資料３ 資料４に基づき説明。

議 長：団体個別の審議を行う。

審議は1団体ごとに行い、審議の公平性・透明性を担保するため、各団体より選出されている委員は、一時退室を願う。

退室・入室の指示は議長より行う。

まず、島本町文化協会の申請について審議する。

委員：他の団体は全て島本町の文化の向上とか音楽文化の向上とか、少年野球を通して何かをされるのかと考えていたが、普段の練習の発表の場とするかなり身内のことだと思う。

相互に技能の向上って町民と関係なく、その発表の場に来てくだされ
みたいな感じで、何か違和感があるのですが。

事務局：この文化協会の文化の集いというのは、技能の向上であるとか内輪の発表というようなところではある。

ただその発表の相手というのはやはり住民に向けてということで町内で言うと例えば茶道であるとか、華道であるとか、いわゆる文化的

な活動を行っている団体となっており、この文化をいわゆる住民の皆さんに広げるために普段自分たちがやっている文化活動を見ていただくことによって興味を持って、何か習ってみようかという考えを触発するということで、住民の社会教育の向上に繋がるというように理解をさせていただき、事務局の方としては補助金の申請を認めてきたという経緯がある。

文化協会はさまざまな文化に関して活動されている団体であるので、そういった活動を推進していくことが島本町の文化推進にも繋がる側面もあると考えている。

議 長：島本町文化協会の申請について、異議がなければ拍手で承認の方をお願いします。

委 員：（拍手多数）

議 長：島本町文化協会の申請について承認とする。

次に島本音楽協会の申請について審議する。

当該団体より選出の委員は、一時退室願う。

（委員1名、退室）

委 員：コンサートのチラシが載っているが、当日会員一般2,500円、高校生以下500円、正会員500円、賛助会員無料などお金を取っているように見えるがいかがなものか。

事務局：補助金を交付するにあたり、お金の使途が明確でコンサートを開く目的で演奏会に係る費用や演者に対する報償に支出されているので認めている。ただし、団体の利益になるような内容であれば認めていない。

委 員：補助金の収入があって、支出のどこの部分に充てられているのかを明記する必要はないか。

事務局：報償費の箇所に内7万円と記され、演奏会客演者への一部に充当されていることと確認している。

委 員：正会員や賛助会員は入会するとコンサートに参加できる。つまり、会員でなければ参加できないとすると、補助金交付要綱第2条第2項の広く住民参加が期待できることを満たすことにはならないのではないか。

事務局：音楽協会は、確かに会員相互で運営されていることには間違いない。

会員でなくても当日会員一般として当日参加が可能となっており、一定広く住民のみなさんに音楽に親しんでいただける場を提供されているよう理解している。

議 長：島本町音楽協会の申請について、異議がなければ拍手で承認の方をお願いします。

委 員：（拍手多数）

議 長：島本町文化協会の申請について承認とする。

（委員1名、入室）

議 長：次に島本町少年野球協議会の申請について審議する。

委員：野球チームに入っている方だけのイベントなのかと思ってしまう。

補助金交付要綱第2条第2項の「広く住民の参加が期待できる事業であること」のところがみんながだれでもお金を払えばチームに入ることによって満たされるのか。それとも市民席を設けているので試合の応援に来てくださいと広く住民の参加が期待できるということを担保するのかどちらで担保しているのかの考え方について確認する。

事務局：この団体はどうしても少年野球ということで対象が限られてくる。

「広く住民の参加が期待できる事業であること」という定義については、今野球をやっていない、野球に興味があるなどいろんな子どもがいる中で、一定年齢層に関しては制限はあるもののそういった方々に開かれた形で事業されているとのことで広く町民にというところは一定満たされていると思う。

それぞれの団体に対しても、活動内容が異なってくるため、それぞれの活動内容を活かした形で広く住民のみなさんに機会の提供ができるよう補助金を使っていただくようお願いをしているところであるが、この団体についてはその部分が引っかかってくるかと思う。

委員：この少年野球チームに入る時にテストがあるのかどうかや参加する時に1年間にどのくらいの費用が必要なのか、試合がいつされているのかなど住民に対して事前に説明があるのかどうか。

また、教育委員会からの補助金がチームの一部の関係者のみが知っていて、野球をやっている少年少女の保護者が知らないという状況ではいけないと思うので、使途を示すようにした方がいいし、税金投入の際は、その成果をどういうふうに町民に示すかを確認した方がいいと思う。

委員：申請ベースで、広くやるっていつでも野球のように野球以外は出てこないのかもしれないが、他の競技の団体に対しても広く周知することが大切である。

また、予算書が他の団体と比べて雑なように見受けられるので、もう少し趣旨等を明確にすると思う。

事務局：使途が確かにボールと石灰と得点ボードということが関係しているかと思う。現実的に昨年度決算においても使途がボールと石灰が占めている状況であるが最終的に領収書で確認をしている。

用途そのものがどうかというようなどころに関しては、一定これだけの回数をやってこれだけのものを使ったというところに関しては事務局の方でも確認しているが、詳細が欠落しているというふうに感じる。

このあたりはまた団体ともきちんと話しをさせていただく。

委員：補助金交付要綱の裏面に別表第3条関係とあって、補助対象経費と補助対象外経費がある。

ボールと石灰をどう捉えるかであるが、交付要綱の補助対象経費の10番、備品購入費対象事業に直接使用する資機材等の購入費にボールと石灰が当てはまるのかどうか。

または、普段の練習からボールと石灰は使うものだと思うので何か団体運営のための経常的経費みたいなものにならないのかと思ったりもした。というのは島本町の PTA 連絡協議会が夏祭りに参加しているが、そのときに冷房や扇風機などの購入は可能かどうかを事前に伺ったときに、それは駄目だと言われた気がしてこのボールと石灰ってどうなのかと思ったので質問する。

事務局：体験会が年間に多く開催され、このボールや石灰などは基本的にはその時に使うために利用されているというところは確認しており、事業として使われているというところで一定認めているところである。

一方で、今回の補助対象外経費として単体運営のための経常的経費というのは、駄目である。

備品などを買って認めているというところがある。例えばイベントに必要なロープなどを買って使い、その後普段の活動に使えるので引き続き使われるというようなケースがある。

これは一定認めているようなところであり、先ほどの PTA の話にも関連するが、基本的には事業としてまず使うっていうところが第 1 前提になるというふうに考えている。

その団体が日常的に使いたいから事業用に使うようにして買うのは認められないので、中身をきちんと聞いたうえで、対象の有無を話しするよう考えている。

委員：ということは夏祭りのかき氷の販売をするときの熱中症対策とか熱射病対策のために買うというのはそういう事業のために買うので備品にならないか。

事務局：夏祭りに参加すること自体が、まず社会教育をどういうふうに広めるものになっているのかっていうところである。

それぞれの補助金に関することであるので、各団体のこういうのはどうかっていう質問は個別に話しをさせていただきたい。

委員：この少年野球、子どもたちに野球を広めるために頑張っておられるが、実際のところ体験会と練習日が同時開催になっていてボールや石灰がどう割り振られているのか、すごく大まかである。

体験会と練習日を明確に分けて開催すると体験会に使用するボールと石灰だっていうところに繋がってくるのではないかと思います。

議長：予算書等も団体によって自由に作られているところがあるので、統一するなど書き方も含めて今後検討していく必要があると思う。

この少年野球協議会の申請に対して、異議がなければ拍手をお願いします。

(拍手少数)

判断がなかなか難しいところですね。どういたしましょうか。

事務局：今回さまざまな意見を聞く中で、そういった団体への聞き取りを再度行い、例えばその事業の実施日をもう少し明確にするような資料の再提出を求めることは可能かと考える。

保留とし、後日、事務局の方で指摘のあった事業の実施日やボールと石灰の購入に係る部分をもう少し明確にした上で、資料の追加を求め、

再度皆様に報告させていただくことは可能かとは思ふ。

委員：なぜ、承認されないかというところからでしょうね。

他の団体は、何の事業に何人参加したか書いてあり、多分規約などがあると思うが、ただ集まって練習しているだけでなく、誰がどういう形で青少年の心身の健全育成を図っているかぐらいは聞いた方がいいと思う。

消耗品を買っているだけなので全然わからないので、拍手できないという感じですが、いかがでしょうか？これだけだと本当にわからない。

事務局：実は今おっしゃった通りの部分がこの社会教育関係団体として認定させていただいているような状況の中で、認定の時に例えば規約やどういうチーム構成であるかというところを承認し、その社会教育をやっている団体としてふさわしい団体ということで、今回補助金の関係資料として付けさせていないところはある。

何人が参加して体験に何人来たかというところは活動報告としてはある。

昨年度であれば1回あたり多い時で10人ぐらい。少ない時は2～3人ぐらいで実施されている。

また、町内の大会だけでなく北摂や近隣の大会に3チームあるが出ていところが今の少年野球協議会の活動内容となってくる。

実際にどのぐらいの日にどれだけのことをやるのかということに関しては、天気の関係でずれることはどうしても屋外競技であるので出てくるかとは思ふが、聞くことは可能かと考える。

議長：他の団体が年間の予算の中で補助金としてこれに7万円を充てるという書き方であるのに対して、野球協議会はわかっていないというところもあり、補助金7万円の意味を野球協議会とは詰めた方がいいのではないかと思う。

事務局：その辺りは難しいところにはなってくる。他の団体もこれが全てその団体の予算かと言われるとそういうわけではなくて、この補助金をもらう事業としての予算をここに上げてきている形になっている。

団体活動全てに対して補助をしているわけではなく、団体が行う活動の中の一部の事業に対して補助をしているため、必ずその団体の年間の予算全てを示しなさいというようなたてつけにしているわけではないところは説明させていただければと考えている。

ただ団体によってはそれがある程度団体活動の全てというところまで一致してしまうところもある。原則は、その事業に対する予算であるということである。

委員：北摂などに試合に行かれているのであれば、補助対象経費の交付要綱10番の旅費など講師の交通費等って書いてあるのでそこに当てはめるか。消耗品っていう内訳が今の争点であるので、さきほど他の委員からもあったこの10番の旅費に照らした経費の部分に計上すれば済むような気はするが、いかがか。

事務局：北摂の大会などに出てるといっても、それは各チーム内部の話しということであればこの補助の対象にはならないということもある。

使途を体験会という名目で使われている団体もおられ、補助金として

特にそれが駄目だと言うことはないので問題ないかと思うが、その使途としてボールと石灰は普段の練習でも使えるようになっているので意見をいただいている。

このままの事業でいくのか他の事業に切り替えるのかという話しにもなってくると思うが、この社会教育委員会議としてこの事業のこの内容ということであればその旨伝えるが、いかがか。

委員：事業に使うのであれば、練習日と同時開催っていうところがややこしくなる一つであるので、練習日と体験会を別の日に分けて開催することを検討していただければと思う。

議長：それではそういう形で野球協議会の方にはこの委員会で出た意見を伝え、補足的な資料の方を出していただき、再度、協議するということではよいか。

事務局：少年野球協議会には、一旦保留されていることと予算の使途や練習日と体験会の境界がわかりにくいため、このままいくのであればそこをきちんと分けた形でわかるようにすることや他の事業を提案される可能性もあるので、一度協議会と話しをした上で、再度、補足資料や違う事業の計画が出てくると思うので、また皆様にお知らせし書面審査にするかももう一度集まるのかは、また判断いただければと思っている。

議長：島本町少年野球協議会の申請については保留とする。

議長：日本ボーイスカウト島本第1団の申請について審議する。

委員：確認であるが、年間2回のイベントが予定されているが、会員でなくても参加できる理解でいいか。

収支予算書の収入の部の参加費を見ると200円を払えばだれでも参加できるのかどうか。事業計画書の中に対象がだれで何人を見込んでいるのかなどが記されていれば良くわかるのであるが。

事務局：広く住民のみなさんに周知され、イベントの際には町の後援申請をされたうえで、各学校・園にチラシなども配布されている。支出の部でチラシ配布となっているのはその費用であると理解している。

議長：広く町民のみなさん、特に子どもたちに開かれた事業ということで報告の際に詳しい内容をいただくことで進めていきたいと思う。

日本ボーイスカウト島本第1団の申請について、異議がなければ拍手で承認の方をお願いします。

委員：（拍手多数）

議長：ボーイスカウト島本第1団の申請について承認とする。

次にガールスカウト大阪府第90団の申請について審議する。

委員：ガールスカウトもボーイスカウトも毎年交付を受けていると思うが、折りたたみ椅子を一昨年に購入したものが使え回せないものか毎年新しいものを買っているように思う。

この委員会議の場だと見えないので、毎年キャリーカートって書いてあるようで、そうすると3年経つと3個キャリーカートがあることになるので人数がそれだけ増えているのかみたいな、疑問に思ったものである。

事務局：今回の補助金に関しては、その備品の購入を認めているところがあり、

補助対象の事業で使われることが大前提ということでお願いをさせていただいている。そのため、この買おうとされているものが今回の事業に使われるものかどうかというところを一時的に審査をさせていただいており、同じものが2年連続かというところまでは確認できていない。

1年買って捨ててという例えばブルーシートなどであれば、もう1年使えば使えなくなることも中にはあると思う。

一定使われ、やろうとしていることの中で荷物を運ぶためにキャリカートがあるということで今回カバーカウントされていることに関しては、事務局としては問題ないと考えている。

今年度から団体認定の際に、事前に話を聞く機会を設けており、令和5年度から始めている制度でもあり団体が抱えている備品について、団体とのヒアリングの中で聞いていきたいと思う。

議長：直接団体の方がおらず想像で話すしかないので、事務局の方で確認も含めてお願いしたい。

ガールスカウト大阪府第90団の申請について、異議なければ拍手で承認の方をお願いする。

委員：（拍手多数）

議長：ガールスカウト大阪府第90団の申請について承認とする。

最後に、島本レクリエーション協会の申請について審議する。

委員：年間売上が2000円ぴったりと書いてあるが、どういうふうな書き方をされるかで、どのような算出で2000円になっているのかは私もわからないが、場所がどこで何時間借りて、どういうふうな借り方をしているのか。社会教育関係団体であれば、使用料が半分の減額があり、借りられる時間と場所によって値段は変わってくる。

レクリエーション協会も昨年度も多分あったと思うが、実績があり個人的にはすごくいい計画であると思うので、基本的にはどんどん使っていただければいいと思うが、もう少し具体的な説明があってもいいのではないか。10条で公開されるってこともあるので、ずさんな計画に町長が許可しているようなことがないよう第6条に書いている会議の意見を聞いて、町長がちゃんと決めるときに、こんな資料では足りない。

委員：交付要綱にある島本町社会教育関係団体が社会教育活動を推進することを目的に行う事業、島本町レクリエーション協会自体が行われる事業に補助金を出すべきだと思うが、なぜか単発のイベントのみ書いてあり単発のイベントに補助金が出ているのか。

この協会はこの事業は単発1回だけなのかがわからないが、これでいいのか。

事業費もちろん事業の名称、社会教育の観点から言うと、島本町レクリエーション協会というこの協会の定款や規約があるのかわからないが、この協会がやっている事業に交付すべきではないかと思うのであるが、いかがか。

これは単発のイベントに交付されているような気がするが、どうか。

事務局：単発の事業に交付する補助金となっており、社会教育関係団体というのは、その認定の段階から社会教育に資する活動をしている団体に対

し毎年認定をしており、それぞれの社会教育関係団体というのは社会教育を推進していく、例えば住民向けのものであったり、体育協会であればスポーツ活動を通じて文化協会であれば文化に係るさまざまな習い事とかを通じて社会教育活動を行っていることになる。

その団体そのものの活動を補助するという趣旨ではなくて、その団体が行う事業に対して補助を出す形で今回支援事業補助金というのはたてつけとして行っている

1回でも複数回でも構わず、団体そのものを補助するというものではなく、団体が行う住民に広く社会教育を広められるような事業に補助していくというものである。

議 長：島本レクリエーション協会の申請について、異議がなければ拍手で承認の方をお願いします。

委 員：（拍手多数）

議 長：島本レクリエーション協会の申請について承認とする。

議 長：以上、本件について、承った。

(3)その他

議 長：続いて議題3、その他ということで事務局の方から何かあるか。

事務局：本年度は40数年ぶりに全国研究大会が大阪で開かれるということで大阪府の方からその運営に関して各市町村から事業に協力願えないかという通知が来ている。

第68回全国社会教育研究大会大阪大会という開催要項案も一緒につけており、研究大会に社会教育委員の皆さんも参加できるように予算も確保しており、皆さんにご参加いただくことも可能となっている。社会教育委員への協力（当日の手伝いなど）の依頼もあるが、その部分は事務局の方で対応する予定である。

詳しい募集の期日や申し込みの方法については、まだ届いていないので日程と内容についてのみ確認いただき、府の方から詳細が届き次第、皆様に知らせるので希望される方は事務局の方に申し出ていただければと考える。

議 長：交通費や参加費等も用意されているので、ぜひ参加していただきたいと考えるので。詳細がわかり次第、連絡させていただく。全国の方々との交流もあり、いろんな事例も拝見できると思う。

委 員：記録に残していただければと思うのですが、これはお願いとして今回PTAは補助金申請をしていない。

PTAは毎年基本的には1年単位で変わり、2年連続でやる方もいたりするが、今回私は2年連続イレギュラーで任された。

そうすると4月に各学校単位PTAの集まりがあつて、5月ぐらいに町内PTA連絡協議会の初めての集まりがある。

5月の決められた日までにこの申請書を出せと言われて、急に振られて今年担当ですと言われても何も考えられていないみたいなことがあつて、申請ができるかできないかということが結構あつた。

昨年度は1年前の段階で来年はこれをしよう決めておいたため、申請ができたが、輪番で当たったある小学校が、私達はこの人達を呼び

たいと思っていたが、昨年度の役員によってこの人を呼べと決められ非常に不愉快であった。

つまり何か輪番であるにも関わらず、既にもう前年度の決まったものをやらされ感がすごくあったっていうのがあり、それを何とかした方がいいのではないかという意見があった。

私の方から町の補助金の申請手続きが5月で、この会議が6月となっており、それ以降は募集していないという話をしたところ、令和8年度に関しては、令和7年度の体制で決めないで令和8年度の役員で決めるということで今年度を迎えた。

そうすると今年度の担当の学校の人たちは、急に言われても何もできないことになってしまい、話しが進まず申請もできない状況になっている。

音楽協会や文化協会、レクリエーション協会など同じ団体内で回せば、去年のままの資料を出せばいいやという団体とはちょっと違う。

PTAは他の団体と比べてそういったところの特殊性があり、期日が遅れても申請できるよう春夏に計画して、秋に実施できるよう補助をしていただけるような体制を整えていただきたいと思う。

また、使いにくい補助金で出す気がないならやめろよっていうふうに思ってしまうぐらいで、どんどん出せばいいと思っている。

一方で税金であるので、しっかりとした資料であったり説明責任が町長が果たせるように公開される資料ということであればそれなりに体裁を事務局で指導していただければと思った。

今回出てきた資料に関しても、見比べると本当にバラバラで事業とはこの団体全体の年度事業に対しての補助なのか、その年度の中のこの1イベントに対する補助なのかっていうところもわかりにくく、資料自体もわかりにくく申請する人たちも多分分わかってないように思う。

昨年度はその各団体の規約なども載せてあったように思うが、その規約を見るともう既にない場所が事務局になっていたり 現メンバーや現会員中、住民がどれだけいるのか。代表だけは島本町民で、参加者はみんな町外みたいなこともあるかもしれないっていうことも全然わからない状態だったりするので、そういったところの情報もあって初めて理解して、この活動は意味があるので出しましょうっていうことになるのではないかな。

初めての委員がおられるようなタイミングでは、説明を丁寧にするといいいのではないかな。何かわからないが拍手して、1時間30分ほどで終わって、何か形式的でよくわからなかったとなる。ざるのように税金がばらまかれなくて済むと思うので、ぜひ1町民としてしっかりと納めた税金が有効に使われていると実感できる体制を整えることに期待したい。

事務局：特になし。

委員：特になし

議長：本件について、承った。

以上をもって令和8年度第1回島本町社会教育委員会を閉会とする。

以 上